

船舶事故調査報告書

平成24年6月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年10月4日 14時00分ごろ
発生場所	北太平洋 千葉県銚子市犬吠埼東方約630海里 (概位 北緯36°20.0′ 東経153°30.0′)
事故調査の経過	平成23年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第八 ^{りょうゆう} 漁 優丸、14トン ON2-0736（漁船登録番号）、個人所有 14.95m (Lr) × 4.12m × 1.67m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、平成9年11月 船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年6月30日 免許証交付日 平成23年7月20日 (平成28年7月19日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、犬吠埼東方沖において、まぐろはえ縄漁の操業中、甲板中央部にあるブランリールと呼称される揚げ縄用機械が異音を発していることに操舵室にいた船長が気付いた。 船長は、甲板上に降り、揚げ縄用機械の側面を開けて点検を開始し、音を確認しながら揚げ縄用機械内部で回転している動力伝達用チェーン（以下「チェーン」という。）にグリスを右手の指で取って塗布する作業（以下「グリス塗布作業」という。）をしていたところ、平成23年10月4日14時00分ごろ、右手親指がチェーンとスプロケットとの間に挟まれ、右親指の第1関節から先を切断した。 船長は、直ちに病院に電話して応急処置の方法を確認したのち、自ら応急処置を施して操業を他の乗組員に任せて自室で休んでいたが、痛みには耐えられなくなり、夜になって海上保安庁に救助を要請し、7日に救急車で病院へ搬送された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、無風 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、本事故時、グリス塗布作業を初めて行ったが、危険な作業とは思っていなかった。

	<p>揚げ縄用機械は、回転速度を変えてチェーンの動きを遅くすることができる構造ではなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は犬吠埼東方沖において操業中、船長が、グリス塗布作業をする際、揚げ縄用機械を運転させていたことから、右手の親指がチェーンとスプロケットとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長が、揚げ縄用機械を停止してグリス塗布作業を行っていたら、本事故の発生を防止できたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が犬吠埼東方沖において操業中、船長が、グリス塗布作業をする際、揚げ縄用機械を運転させていたため、右手の親指がチェーンとスプロケットとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚げ縄用機械のチェーンのグリス塗布作業を行う際は、塗布すべき箇所ですべて揚げ縄用機械を停止させて行うこと。 	